

令和元年第1回定例会文教福祉委員会会議録

令和元年6月24日
10時00分～11時39分
全員協議会室

出席者氏名

後藤 敦志	委員長	山村 尚	副委員長
山宮留美子	委員	伊藤 悦子	委員
石引 礼穂	委員	後藤 光秀	委員
油原 信義	委員	大野誠一郎	委員

執行部説明者

教 育 長	平塚 和宏	福 祉 部 長	足立 裕
健康づくり推進部長	松田 浩行	教 育 部 長	松尾 健治
社会福祉課長	下沼 恵	生活支援課長	湯原 秀一
こども家庭課長	服部 一郎	介護福祉課長	中嶋 正幸
健康増進課長	岡澤 幸代	健幸長寿課長	大野 雅之
保険年金課長	鈴木 泰浩	スポーツ都市推進課長	足立 典生
教育総務課長	中村 兼次	文化・生涯学習課長	梁取 忍
国体推進課長	坪井 龍夫	指 導 課 長	小林孝太郎
学校給食センター所長	神永 健	教育センター課長補佐	佐々木美紀
健康増進課長補佐	佐藤 牧 (書記)		

事 務 局

係 長	矢野 美穂	係 長	深沢伸一郎
-----	-------	-----	-------

議 題

- 議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第8号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項
- 議案第9号 令和元年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）)
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号）)
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
(平成31年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）)
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)
- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて
(和解に関することについて)

後藤（敦）委員長

それでは、皆様おはようございます。

委員の皆様に申し上げます。

本日、傍聴の申し出がありますので、これを許可いたします。

ここで、傍聴者に一言申し上げます。

会議中は静粛をお願いいたします。

それでは、ただいまより文教福祉委員会を開会いたします。

本日、ご審議をいただきます案件は、今期定例会において当委員会に付託されました議案第5号、議案第6号、議案第8号の所管事項、議案第9号、報告第3号の所管事項、報告第4号、報告第6号、報告第7号、報告第8号、報告第9号、報告第10号の11案件です。

これらの案件につきましてご審議をいただくわけですが、発言は簡潔明瞭に、また質疑は一問一答をお願いいたします。会議が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくをお願いいたします。

それでは、議案の審査に入ります。

議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、執行部からご説明願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

よろしくをお願いいたします。

それでは、議案書21ページをお願いいたします。

議案第5号 龍ヶ崎市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例は、地方税法施行令の改正に伴い、条例を改正するものです。

新旧対照表15ページをお願いいたします。

第2条は、課税額にかかる改正です。同上第2項のただし書きの改正は、課税限度額の引き上げで、基礎課税額を現在の58万円から3万円引き上げ、61万円とするものです。

続いて、第21条は国民健康保険税の減額にかかる改正です。第21条第1項では、先ほど説明いたしました課税限度額の引き上げに伴い、減額分の同額引き上げるものでございます。

次ページ、16ページをお願いいたします。

2号、3号では、低所得世帯を対象とした減額措置を拡大するもので、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の所得判定基準を改正するものです。具体的には、5割軽減または2割軽減が適用される所得の上限額について、33万円に加算する1人当たりの加算額を5割軽減では、27万5,000円から28万円に。2割軽減では、50万円から51万円に引き上げます。

議案書21ページをお願いいたします。

付則ですが、施行期日は交付の日からとし、平成31年4月1日から適用するものです。

説明につきましては、以上でございます。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

本会議のほうで質疑もあったんですけども、この限度額変更に伴い保険税が変更になるわけですけども、増額となる世帯数が、たしか126世帯とかと回答がありましたけれども、その具体的な内訳についてお伺いします。

後藤（敦）委員長
鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長
お答えいたします。

126世帯の内訳を申し上げます。1円から5,000円まではゼロ世帯、5,001円から1万円までは4世帯、1万1円から1万5,000円が3世帯、1万5,001円から2万円が3世帯、2万1円から2万5,000円が2世帯、2万5,001円から2万9,999円がゼロ世帯です。3万円引き上げとなりますのが114世帯、以上、合計で126世帯となります。

後藤（敦）委員長
伊藤委員。

伊藤委員
それと、軽減になる世帯もあるんですけども、その内訳についてお伺いします。

後藤（敦）委員長
鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長
お答えいたします。

軽減対象となる世帯の見込みでございます。対象者といたしましては、軽減対象外から2割軽減にする世帯が72世帯、2割軽減対象世帯から5割軽減対象世帯に移るのが27世帯、合計99世帯が対象となります。

以上でございます。

後藤（敦）委員長
伊藤委員。

伊藤委員
わかりました。

それで、結局増額になる部分と減額になる部分があるわけですね。その増額になる部分については市が全額負担するのかどうかをお伺いします。

後藤（敦）委員長
鈴木保険年金課長。

鈴木保険年金課長

まず、限度額引き上げによります調定額につきましては358万5,900円、これは平成30年度の本算定時点での計算となります。

続きまして、軽減対象世帯の金額でございますが、減額となるのが、同じく平成30年度の本算定時の数値で申し上げますと、182万300円の計算となっております。こちらにつきましては、県のほうの負担金、基盤安定等で4分の3が補填されますので、282万300円の

うち136万5,225円、こちらが補填されます。差し引きで市の持ち出しとなりますのは45万5,075円となります。

後藤（敦）委員長

伊藤委員、よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦）委員長

ほかにないようですので、採決いたします。

議案第5号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤（敦）委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第5号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤（敦）委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

足立福祉部長。

足立福祉部長

よろしく願いいたします。

議案書の22ページです。あわせて新旧対照表では、17ページになります。

議案第6号 龍ヶ崎市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

条例の一部を改正するものです。このたびの改正につきましては、介護保険料の一部軽減を行おうとするものです。現在、国におきまして、今年10月に予定されております消費税引き上げにあわせて、様々な社会保障充実策が実施されることとしています。その1つが低所得者の介護保険料第1号被保険者65歳以上ですが、この保険料の軽減です。今回はそれに伴う条例の一部改正でございます。

具体的な内容でございますが、条例の新旧対照表をご用意いたしておりますので、願います。17ページです。

第2条です。当市では、第1号被保険者65歳以上の介護保険料を世帯の所得に応じて10段階に区分けしております。今回は、住民税非課税世帯を対象とする第1段階から第3段階までの第2条第1項の1号から3号、（1）から（3）までですが、当市の基準額である5段階の年額6万1,500円に対する割合を令和元年度及び令和2年度におきまして、さらに引き下げることにより介護保険料の軽減を行おうとするものです。

まず、第1段階ですが、基準額に掛ける0.45を0.375に改め、これまで2万7,600円だったものを左側の第2条第2項にありますように2万3,000円に、第2段階の基準額掛ける0.75を0.625と改め、4万6,100円だったものを左側の第3項にありますように3万8,400円に、第3段階を基準額掛ける0.75を0.725と改め、4万6,100円だったものを左側の第4項にありますように4万4,500円にそれぞれ改めようとするものです。

以上でございます。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員

軽減されるということなので低所得者にとってはいいことかなと思うんですけども、私どもは消費税増税に対するということでは非常にその辺は疑問に思っているところなので、そのことについて一言そういう意見だけは言っておきたいと思います。

後藤（敦）委員長

ご意見ということで、答弁はよろしいでしょうか。
質疑は別にないようですので、採決をいたします。
議案第6号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。
続きまして、議案第8号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）の所管事項について、執行部から説明を願います。
足立福祉部長。

足立福祉部長

議案第8号 令和元年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第2号）です。
それでは、議案書の別冊をお願いいたします。
別冊をご用意しておりますので、歳入からご説明いたします。
6ページ、7ページをお開きください。
まず、7ページです。一番上の介護保険低所得者保険料軽減費です。これは、先ほど議案第8号にてご審議いただきました介護保険料の軽減に係るものです。消費税引き上げに伴い実施される低所得者の第1号保険料軽減に対する国庫補助金の増額です。全体額2,586万6,000円のうち、国の負担分2分の1を計上しております。
その下の児童扶養手当給付費です。今年度から支払い回数が年3回から6回になります。支払い月の変更に起因する給付額の増により国庫補助金の増額です。国の負担分は3分の1です。
続きまして、プレミアム付商品券事務費です。これは、10月に予定しております消費税引き上げが低所得者及び子育て世代の消費に与える影響を緩和する目的としてプレミアム付商品券を配付する事業です。事務費と事業費を計上しております。国の補助、10分の10です。詳細は歳出にてご説明いたします。

松尾教育部長

その下、児童福祉費補助金であります。子ども・子育て支援事業（学童保育分）です。こちらにつきましては、学童保育の放課後児童支援員派遣業務委託費、歳出で計上しております960万6,000円に対して補助率3分の1、320万2,000円を追加で計上いたしております。

足立福祉部長

その下の母子家庭等対策総合支援事業費です。マイナンバー情報連携体制整備分は、マイナンバー情報連携に伴います児童扶養手当システムの改修に対する補助金であり、国の補助制度が示されましたことから今回予算を計上するものです。

児童扶養手当臨時・特別給付金分につきましては、未婚で児童扶養手当を受給されている方に対して臨時給付金を支給することとなり、その10分の10全額を国の補助金として計上するものです。

次に、子ども・子育て支援事業費（システム改修分）です。これは、幼児教育・保育無償化に伴いますシステム改修分で、このたび国の補助金制度が示されましたことから予算を計上するものです。

松田健康づくり推進部長

その下、感染症予防事業費等でございます。これは、風しんの追加的対策事業のうち、予防接種費用を除く対策経費に対しまして、国が2分の1を負担するものでございます。

足立福祉部長

続きまして、介護保険低所得者保険料軽減費です。こちらは、先ほどご説明いたしました国保分の介護保険低所得者保険料軽減費、県の負担割合4分の1の部分です。

松尾教育部長

その下の枠です。県の補助金になってきます。

児童福祉費補助金です。子ども・子育て支援事業費（学童保育分）、国庫補助金と同様に、歳出の対象経費960万6,000円に対しまして補助率3分の1、320万2,000円を計上いたしております。

そして、その下の枠です。今度は県の委託金になってきます。

教育総務費委託金、まず1つ目、スクールライフサポーター配置事業費、こちらは委託ですので10分の10で31万3,000円を計上しております。その下、体育研究推進事業費、こちらも委託ですので10分の10、4万5,000円を計上いたしております。両事業とも県の実践研究事業、いわゆるモデル事業でありますので、詳細については歳出でご説明をしたいと思います。

続きまして、11ページをお開きください。

足立福祉部長

11ページです。ここからは歳出です。

一番下の枠にありますプレミアム付商品券事業です。歳入でご説明いたしました商品券の配付事業ですが、この事業を龍ヶ崎市商工会にお願いしようと考えています。

まず、共済費です。この事業に係る臨時職員1名分の社会保険等負担金です。賃金は、臨時職員1名、7月から12月分の賃金と交通費です。需用費は事務用品費です。役務費は、配付決定通知書や引きかえ券等の郵送料です。そして、負担金、補助及び交付金の交付金は、販売店募集、商品券販売、換金業務等に係る商工会に対する交付金です。

そして、プレミアム付商品券ですが、額面500円と1,000円券で合計5,000円のつづりとなります。対象者はこれを4,000円で合計5冊まで購入が可能です。つまり、2万5,000円分の商品券を2万円で購入できるために、商品券購入額の20%が還元されるという仕組みです。当市では、住民税非課税者、または3歳半までのお子さんのいる方を合わせますと、おおむね1万3,500人いらっしゃいます。今回、プレミアム付商品券を5万2,000冊ご用意したいと考えております。1冊あたりに1,000円の割引還元ですので、掛けること5万2,000冊で5,200万円、この金額が交付金の中に含まれております。10分の10全額が国の補助金でございます。

続きまして、1番下の介護保険事業特別会計操出金です。今回、介護保険条例の一部改正案を上程し、その中で令和元年度と令和2年度の介護保険料、第1号被保険者に対する介護保険料のうち、第1段階から第3段階を軽減することとしております。これに伴い、介護保険事業特別会計の歳入におきまして第1号介護保険料の減額を計上しているところですが、その減額分を補填する財源として一般会計補正予算案の歳出にて操出金の一部2,586万6,000円を計上いたしました。操出金の総額は、それに介護保険システム改修繰入金である14万4,000円を加えた2,601万円となります。

次のページをお願いいたします。

松尾教育部長

ここから、民生費の児童福祉になってきます。一番上です。放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育に要する経費でございます。放課後児童支援員派遣委託料としまして960万6,000円を追加で計上させていただいております。

この背景についてご説明申し上げます。入所児童の増加に対応するため、支援員の確保が非常に困難な状況でございます。そういったことで、当初予算において人材派遣による予算を計上しておりましたが、本年度4月から八原小学校の保育ルームにおきまして従来ですと1クラス40名、5クラスで200名定員を想定しまして、それに対応する予算を考えていたところでありますが、本年4月の時点で223名の利用希望がございました。そういうことですので、4月のスタート時点で1クラス増やさなければならないというようなことで、クラス増に対応するための人材派遣に頼らざるを得なかったということをお知らせして、それ以外の人員につきましても予定どおり人員が確保できず、4月の時点から人材派遣に頼らざるを得ないというようなことがありましたので、当初予算で予定をしておりました主に夏季対応で当初予算に計上しておりました予算をいわゆる前倒し執行させていただいてきました。それで、4月から6月までの3カ月間をつないでいるというような状況でございます。

従いまして、この前倒しで執行してしまっている分の補填と合わせまして、7月以降も引き続き人材派遣に頼らざるを得ないというような事情がありますので、それらを合算いたしまして960万6,000円を追加で計上させていただいているというような状況でございます。

なお、今年の夏休みにつきましても、現在、夏季の一時保育の受付をしておりますが、昨年と同様に300人以上になるのではないかなというような状況でございます。まだ確定はしておりませんが、そういう状況でございますので、今後、支援員の確保次第ではありますが、今後につきましても予算上、弾力的な対応をさせていただかなければならないということが想定されますので、ご理解を賜ればと思っております。

足立福祉部長

続きまして、その下の児童扶養手当支給事業です。

まず、補助金の児童扶養手当臨時・特別給付金です。10月からの消費税引き上げによる子どもの貧困対策として、未婚の児童扶養手当を受給されている方、これまで法律婚をしたことがない方に対して臨時的に給付金を支給するというものです。1人当たり1万7,500円、65件を想定しております。その下の扶助費の児童扶養手当です。これまで児童扶養手当の支給月は、4月、8月、12月の年3回でしたが、今年度11月から隔月支給となります。これまでに比べて、1月と3月の支払い月が増えることにより、12月から2月の3カ月間の手当額が増えますことからその分を増額補正しようとするものです。

続きまして、子ども・子育て支援事業（補助分）です。その下の単独分とあわせてご説明いたします。これは、幼児教育・保育無償化に伴うシステム改修分です。当初、その下の同事業（単独分）で委託料として計上しておりましたが、年度をまたぎ、国の方針、制度が徐々に判明するに従い、システム改修費246万4,000円の不足が生じてまいりました。

今般、国の補助制度が確かなものとなりましたことから、単独分として当初予算に計上しておりました169万円に加えて、合計45万4,000円を補助分として予算を組みかえ、計上しようとするものです。補助率10分の10全額、国の補助金です。

松田健康づくり推進部長

2段目の表になります。

衛生費、保健衛生費の委託料、保健衛生事務費でございます。これは、風しんの追加的対策の対象者抽出や接種者管理のために健康管理システムを改修するものでございます。

その下の成人予防接種事業でございます。需用費の印刷製本費は本年度と来年度の2回に分けて送付予定のクーポン券と封筒の印刷製本です。役務費は、通信運搬費及び手数料ですが、先ほどの対象者への郵送料と抗体検査を受けた方、予防接種を受けた方の請求審査手数料を国保連合会に支払うものです。委託料につきましては、対象者への通知の封入封緘と、抗体検査や予防接種を受けた場合の委託料で医療機関に支払うものです。

扶助費ですが、クーポン券が届く前に医療機関で抗体検査や予防接種を受けた方30件分の費用でございます。

松尾教育部長

一番下の枠になります。ここから教育費、教育総務費になります。

1点目です。学習充実支援事業4万5,000円。内訳としまして、需用費、教材消耗品になります4万5,000円計上しています。

今回の追加の理由でございます。歳入とも関連しますが、茨城県教育委員会による学校体育研究推進事業によるものでございます。内容としましては、生涯スポーツの基礎を培い、体力の向上を促進するための実践的研究を行うというものでございまして、城ノ内中学校が指定されます。県の研究機関としては2018年度から2020年度の3カ年を予定しておりますが、県の予算がそれぞれ単年度予算ですので、本市におきましても単年度予算で対応をさせていただいているというものでございます。4万5,000円全て県の委託金となっております。

その下、スクールライフサポーター配置事業でございます。31万3,000円、新規の計上でございます。内訳です。報償費につきましては、スクールライフサポーターに対する謝金でございます。1時間当たり1,000円で296時間を見込んでおります。そして、需用費であります。こちらは文房具、ノートや筆記具などで2,000円を見込んでおります。

そして、次ページ15ページでございます。

役務費であります。これにつきましては、スクールライフサポーターの活動時の傷害保険料でございます。1万5,000円を計上いたしております。

そして、今回の追加計上でありますけれども、茨城県教育委員会による不登校解消支援モデル事業によるものでございます。このスクールライフサポーターを効果的に活用し、不登校状態の解消及び不登校問題の未然防止を目的とした事業でございます。

具体的には、龍ヶ崎小学校にスクールライフサポーターを1名配置する予定となっております。おおむね勤務につきましては、1日当たり半日程度を基本にしまして、週に20時間というような上限がございますが、年間トータルで296時間を予定しております。

具体的には、学校での活動に加えまして、当該児童の家庭訪問や、それから県主催の研修会において取り組みの事例を報告して、県内の皆様に活動の周知、促進などをするというものを含んでおります。こちらについても複数年の取り組みになっておりますけれども、県の予算措置が単年度でありますので、本市においても単年度で処理をさせていただいているというような状況でございます。

続きまして、教育費の社会教育費でございます。子どもの居場所づくり事業4万7,000円です。内訳としまして需用費、具体的には修繕料になります。修繕料4万7,000円です。これにつきましては、当初予算に修繕料を計上させていただいているところであります。

すけれども、龍ヶ岡公園の管理棟の床の修繕を既に行っておりまして、執行したものについて追加で計上させていただいて今後に備えるといったものでございます。

その下でございます。

歴史民俗資料館管理運営費 3万6,000円です。内訳としまして報酬、これは非常勤特別職の報酬でございます。こちらにつきましては、歴史民俗資料館の直営化に伴いまして、歴史民俗資料館運営審議会を開催するための委員報酬を計上させていただいております。なお、費用弁償につきましては、委員決定次第、別途対応させていただければと思っております。

一番下、保健体育費であります。新学校給食センター建設事業674万3,000円でありまして、内訳としまして、委託料で地質調査を計上させていただいております。この説明でございますが、建設予定地に盛り土をする場合、隣接する工作物の、具体的には一級河川の大正堀川になります。建設予定地が大正堀川に隣接しておりますが、この建設予定地に盛り土をした場合に、どの程度、この隣接の河川に影響を与えるのかということと事前に把握をすることを主な目的としまして地質調査を行いたいと考えております。また、この調査結果などをもとに、今後行います整備基本計画の修正等においても造成工事の計画や概算事業費がはっきりしてくるというふうに思われます。

なお、この調査によりまして、隣接する大正堀川の影響に対して何らかの対策が必要になるというようなことであれば、また別途、その調査費などについて計上させていただくようなことになろうかと思っております。その際は、またご相談させていただければと思っております。

説明については以上です。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

山宮委員

では、何点かお聞きしたいと思います。

すみません、13ページ、01034600児童扶養手当支給事業なんですけれども、今まで年に3回だったものが6回になるということで、これに対する周知というのはどのようにされているのでしょうか。

後藤（敦）委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

こちらにつきましては、毎年、現況届というのが8月でございます。その際に受給者の皆さんに広く周知を行っている、というような手続をとっております。

後藤（敦）委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

その8月の時点で現況届が上がってきて、例えば今までのとおりで現況届を出してこなかったり、対応が全くない場合に対して、いきなりこの回数が増えたことでびっくりされる方も中にはいらっしゃると思うんですけれども、そういう場合の対応はどのようにされますか。

後藤（敦）委員長

服部こども家庭課長。

服部こども家庭課長

これまで年3回ということでこのまま支給月が増えていくということで、これはいろいろな党から要望がありまして、ひとり親家庭の方に対してはまとめて4カ月分じゃなく、小まめに支給していったほうがお金の使い道も計画的にできるんじゃないかというようなことで、今回制度改正が行われたということでございます。

2カ月になることによって、たしかに受給者の方も計画的にお金の運用をしていくことができるんじゃないかと思っているんですけども、8月の現況届の際に合わせまして、今回、補正を計上させていただいている臨時特別給付金、こちらのほうも合わせまして周知を行っていきたいと思っております。

後藤（敦）委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

漏れのないようによろしく願いいたします。

あと、もう一点ですけれども、同じページの一番下のスクールライフサポーター配置事業ですけれども、龍ヶ崎小学校ということに決めた理由は何でしょうか。

後藤（敦）委員長

佐々木教育センター課長補佐。

佐々木教育センター課長補佐

お答えいたします。

2019年度不登校児童生徒解消支援事業によりまして、城南中学校区及びその学区の小学校が指定されております。その城南中学校区の小学校におきましては、龍ヶ崎小学校、大宮小学校、龍ヶ崎西小学校の3校になっています。その3校における不登校児童の出現率についてですが、龍ヶ崎小学校のほうが不登校の出現率が高いということになりましたので、それに基づき、龍ヶ崎小学校に配置が決まりました。

以上でございます。

後藤（敦）委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

単年度予算ということですが、来年、再来年となっていく場合の順番というのは、今決まっているのでしょうか。

後藤（敦）委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

こちらにつきましては、県全体での取り組みになりますので、ここ数年、龍ヶ崎市が指定されて研究をしてきましたが、来年度以降、県全体のことがありますので、今時点では、はっきりはいたしていないというような状況です。

後藤（敦）委員長
山宮委員。

山宮委員
はい、わかりました。
以上です。

後藤（敦）委員長
ほかに質疑ありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員
11ページの交付金のプレミアム付商品券事業ですけれども、歳入のほうで7ページですけれども、そうすると5,200万円というのがプレミアム付商品券の金額だということで、その差額について国は負担してくれないということですか。

後藤（敦）委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長
まず、7ページの歳入のほうのプレミアム付商品券事業費、この5,200万円以外の事務費、そちらにつきましてはその上に1,763万6,000円、こちらがありますので、この事業にかかわる予算、それは全て国のほうで補助という形で賄われます。ただ、プレミアム付商品券を購入するに当たりましては1冊5,000円の商品券になりますが、その5,000円の商品券を購入するに当たりましては自分で4,000円、そちらを負担することになりますので、その分に対しましては補助対象外ということになります。
以上です。

後藤（敦）委員長
伊藤委員。

伊藤委員
わかりました。
それで、自身が負担をして買わなくちゃいけないということについて、そのまま説明なんか商品券ですから、今まで市でもやっているからわかるかもしれませんが、今まではどれくらいの人たちが市が行っている商品券を買ったかというのはちょっとわからないので、特に低所得者の方々が自分でお金を出して商品券を買ってということがなかなか難しいのかなと思うんですけれども、その辺の説明というか、利用者に対する説明なんかはどんなふうにするのか、お伺いします。

後藤（敦）委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

まず、今回のプレミアム付商品券、住民税非課税者につきましては、申請書を来月中旬以降にお送りする予定になっております。その中で周知をするとともに、商品券の購入決定者には引きかえ券をすぐにお送りいたしますので、その時点にもあわせて周知を行っていきたくと考えています。あわせて、りゅうほーやホームページ等も使いながら十分に周知はしていきたいと思っています。

また、国のほうでも新聞、マスコミ等の各種媒体を使いましてその辺りのPRはやっていくというふうには伺っているところでもございます。

以上です。

後藤（敦）委員長

伊藤委員。

ほかに質疑ございませんか。

後藤委員。

後藤（光）委員

すみません。質問というか、先ほどの説明の確認ですけれども、13ページの一番上の放課後児童健全育成事業のところですが、学童保育を利用されている児童数が増加しているということで支援員の派遣に伴うものだと思うんですけれども、この支援員の派遣の人数ってどれぐらい増えるということですか、これをちょっと教えていただけますか。

後藤（敦）委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

支援員の派遣人数につきましては、先ほど部長から説明ございましたが、八原小学校の学童保育ルームのクラス増設に伴いまして4人、4月から6月派遣をさせていただいておりますが、引き続き7月から3月まで4人分を想定しております。

以上です。

後藤（光）委員

すみません、そういう意味だったんですね。

先ほど、八原保育ルームが5クラス223名に増えたと言っていたんですが、八原じゃないところの学童保育の状況ってどうなんですか。

後藤（敦）委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

八原小学校以外につきましては現状で対応はできておりますけれども、支援員の数ということでしょうか。

各小学校、八原小学校以外の保育ルームにつきましては、ルーム数についてはこれまでどおりで推移しておりまして、6月1日現在では904名ということで、今のところ対応できているという形になっております。

また、夏休みについては先ほどご説明がございましたが、全体で300人を超えるような勢いということになっております。

後藤（敦）委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

7月以降は300人に全体でなるということですよ。八原小学校の学童保育を利用して
いる方々が増加しているということで解釈、よろしいですか。全体で増えているのかとい
うことを聞きたいんですけども。

後藤（敦）委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

全体で増えますが、7月以降については夏休みの利用が増えるということで、夏休みが
終わりますとまた人数のほうは減っていくということになります。こちらの補正予算につ
いては、先ほどの八原小ルームの4人分を引き続き派遣で契約を3月までさせていただく
ということです。前倒しの4月から6月分については、当初予算で夏休みの対応、八原と
いうことではなくて、全体で夏休みの学童保育の補助をしていただく支援員の分とい
うことで、別途で派遣を予定しておりましたので、10人程度の分を想定しておりましたけれど
も、4月時点で八原小の学童保育ルームのクラスが増えましたので、そこに対して4人の
派遣を前倒しで使わせていただいたということでございます。

後藤（敦）委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

補足をさせていただきます。

この学童保育ルーム、1クラス40人定員になっております。それで、八原ですと、これ
まで5クラス200人で考えていたところですが、223人ということで1クラスの定員をオー
バーしてしまったんです。それで、新たにクラスを追加しなければならない。それで、支
援員を募集しても募集で集まらないというような状態の中で派遣をお願いしたと。よその
学校についてもおおむね全体としては増える傾向にあるんですが、1クラス40人というも
のの枠内におさまっていますので支援員を増やす必要はないと、そういうふうなふうに考
えていただければわかりやすいと思います。

後藤（敦）委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

わかりました。ありがとうございました。

子どもが少ないのにどんどん増えているというのはどういう状況なのかなとちょっと思
ったので確認させていただきました。

最後ですけれども、次のページ、15ページの一番下の新学校給食センター建設事業で
すけれども、この地質調査に係る費用ということで、盛り土と言ったんですけど、先ほ
ど。大正堀川に隣接しているからその盛り土をしてどれだけ影響があるのかというよう
なそういった内容だったと思うんですけども、これも地質調査の期間をどれくらい要す
るのかということと、あと調査内容というか、どういう調査の仕方をするんですか。ちょ
っとわかる範囲でいいんですけども、教えていただけますでしょうか。

後藤（敦）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

お答えします。

期間については約2、3カ月で競争入札という形で考えております。

また、調査内容につきましては、新学校給食センターの大正堀川に地質の地盤の強度等を調査、分析するほか、影響と対策等も検討を行うような次第でございます。調査箇所につきましては、1カ所を予定しております。

以上でございます。

後藤（敦）委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

ありがとうございました。

自分は全然こういうのがわからないのでお聞きしたんですけれども、この地質調査の今言った地盤の強度の分析とか、そういった内容の地質調査というんですか、これが2、3カ月分でこの674万円という数字というのは、これはもう妥当というか、平均相場なんですか。

後藤（敦）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

これにつきましては、業者のほうからの見積り及び内容等を精査しまして、このぐらいかかってしまうというような形でございます。

以上でございます。

後藤（敦）委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

すみません、わかりました。ありがとうございます。

後藤（敦）委員長

ほかにありませんか。

山村委員。

山村委員

スクールライフサポーターについてちょっとお伺いしたいんですけれども、まず、今、龍ヶ崎小学校に1週間当たり20時間という時間で配置していますと。これ、お1人だけが今配置されている状態ですか。

後藤（敦）委員長

佐々木教育センター課長補佐。

佐々木教育センター課長補佐

1名配置でございます。

後藤（敦）委員長
山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

今、1名だけで、しかも龍ヶ崎小学校の小学生だけを対象にサポートを行っているということですか。

後藤（敦）委員長

佐々木教育センター課長補佐。

佐々木教育センター課長補佐

このスクールライフサポーターに関しましては、この1名で龍ヶ崎小学校の児童の不登校の未然防止や不登校解消に携わっております。

後藤（敦）委員長

山村委員。

山村委員

私の知っているところで、この不登校という問題、結構いろいろな小学校や中学校でも多く聞こえてきていて、親御さんたちとお話しをしても大分お困りの方たちがいらっしゃるのを感じているんですけども、この小学校や中学校も対象だと思うんですけども、そちらに配置される予定はあるんですか。

後藤（敦）委員長

佐々木教育センター課長補佐。

佐々木教育センター課長補佐

昨年は、城南中学校と龍ヶ崎小学校のほうに配置にされておりましたが、今年度は城南中学校区の小学校ということで指定が来ておりますので、こちらのほうに現在配置を予定しております。

後藤（敦）委員長

松尾教育部長。

松尾教育部長

本市の場合は、教育センターが中心になって不登校の問題などに取り組んでおります。そして、このスクールライフサポーターにつきましては、先ほども言いましたように、県の先進的な取り組みということで、その効果の有無も含めて指定研究をしているという段階でありますので、このスクールライフサポーターを各校に配置するというような状況にはないというふうにお考えいただければなと思っております。

後藤（敦）委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

そのスクールサポーターとして配置されている方の資格とかキャリアとかというのはどういった方なんですか。

後藤（敦）委員長

佐々木教育センター課長補佐。

佐々木教育センター課長補佐

本年度、配置を予定している方なのですが、小・中学校の教職経験があり、あとは日本心理学会の認定心理士の資格をお持ちの方、また本市におきまして、龍の子さわやか相談員もしていられるという方を予定しております。

後藤（敦）委員長

山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

そうしますと、結構人を見つけるのも大分条件が厳しいということですね。ただ、この不登校に関しては、今後も余り表には出ていないけれども、水面下でいろんな問題が広がっているのをよく実感しているのので、これからも進めてください。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

後藤（敦）委員長

ほかにありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

すみません、1点だけ。その学童保育の八原小のことですけれども、4月に223人の希望者がいたということで、教室のことについてはどうなのでしょう。プレハブを建てるのか、それとも足りないから教室を学校のほうで借りるのかどうかだけ確認したいんです。

後藤（敦）委員長

梁取文化・生涯学習課長。

梁取文化・生涯学習課長

まだ夏休み中については、申請をさせていただいている段階で数字は確定しておりませんが、40人の定員ということで部屋を用意しておりますが、それを超えるような場合につきましては、学校と協議の上、普通教室等をお借りしまして、その期間、学童保育ルームとして利用させていただくということで予定しております。

以上です。

後藤（敦）委員長

油原委員。

油原委員

15ページです。

新学校給食センターの地質調査について質疑がありましたけれども、新学校給食センターの新たな場所と今現在どんな仕事をして進めているのか、経緯、経過について大変申しわけないですけれども、教えてください。

後藤（敦）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

新学校給食センターの建設場所につきましては、当初、旧馴馬小学校の跡地の県道側を一部購入して建設することを検討した経緯がございます。県道側の所有者からどうしても協力が得られないということで断念した次第でございます。

また、給食センターのちょうど東側、現在の第1調理場の東側を拡張した上で建設しようという考えもございました。その土地も地権者の方、若干名ですが、協力していただけないということで断念した次第でございます。

そういう状況で、また他の土地などもいろいろと調査、検討した次第ですが、給食センター建設につきましては、やはりインフラ、近くに上下水道などが整備されていないと多大なる経費がかかってしまうということでございます。そのようなところから、現在の第1調理場脇の特別養護老人ホーム・リカステの東側のところを現在、新学校給食センター建設地ということで進めている状況でございます。

また、現在、土地の境界確定などもやりまして、不動産鑑定なども進めている状況です。また、地権者の方全員を訪問いたしまして心強い、ご協力していただけると、こういうお言葉も条件付きではございますが、いただいておりますので、今後、調査なども進めまして詳細を詰めていくような状況でございます。

以上でございます。

後藤（敦）委員長

油原委員。

油原委員

ありがとうございました。

場所を決めて、境界確定なり不動産鑑定ですね、幾らで云々という話とか。新たにどうか、今回の補正以外にもボーリングとか地質調査をしているということですが、買収は終わったんでしょうか。

後藤（敦）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

現在、買収は終了しておりませんが、新しい給食センターを建てるに当たりまして地権者の方全員から協力はいただけると。条件付きではありますが、協力をしていただけないということで。じゃ条件というのはどういうことなのかということですが、まず、税金上の問題。どういう税金の控除があるのかということで、これにつきましても「公有地の拡大の推進に関する法律」という法律がございまして、それにつきまして税務署のほうに確認をいたしましたところ問題はなく、新学校給食センターに関しましては税金の控除が受けられるという確認をとっております。

また、価格につきましても、現在、先ほどもお話ししましたように不動産鑑定が終了しておりますので、これに基づきまして所有者の方に今後当たっていくような状況ですので、まだ購入のほうには至っていない状況でございます。

以上でございます。

後藤（敦）委員長
油原委員。

油原委員

一生懸命仕事をしていらっしゃるのはわかるんですけども、基本的に買収が終わらないで人のうちの境界を決めたりとか、ボーリングをやったり、ボーリングをやった結果、土質が悪いから買わないなんて話にはならないでしょう。建てるからボーリングをして、建物の支持層を見るとか、今回の地質調査についても河川があるから盛り土によって河川に影響があってはならないから、多分、河川の底敷にボーリングをかけるんでしょう、多分。そういう作業を一般的にはやっていくんです。ですから、相手が売ってもいいよと、鑑定だって最終的にいろんな形の中で作業を進めちゃって、いざ幾らですよと言ったときに作業を進めちゃって、その後向こうから、いや、それじゃ安いからちょっと高くしてくれというような話では、今度は向こうが有利に展開しますよ。だから、やっぱり土地は買ってから、それからいろんな作業を進めるんですよ。これが一般的じゃないでしょうか。いかがでしょうか。

後藤（敦）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

建設予定地の購入につきましては、今、おっしゃられたような形の方法もあると思うんですが、やはり先ほどもお話したように、地権者の方からは協力していただけると力強いお言葉をいただいておりますので、そのような形で今後進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

後藤（敦）委員長
油原委員。

油原委員

例えを出しても大変あれですけども、牛久沼の道の駅の場所だって同じです。ボーリングの箇所が少ないから工法を間違えたんです。同じですよ、やっぱり。ボーリングの話じゃありませんけれども、場所を決めました、売っていいよと、じゃ、価格については鑑定をかけて、それで交渉した、それでいいよということで契約をして、その後、境界立ち会いをして、工事をやるのにボーリングをして支持層がどこにあるのかとか、周りへの盛り土で家もありますから、盛り土をしてその盛り土によって家が持ち上がるという可能性もありますからね。やっぱりそういう地質のデータ分析をしたらというような形の中で一般的には進めるんです。

ですから、一生懸命に今進めているんですから問題のないように進めていただきたいなというふうに思いますけれども、やはり全て順番を間違えると相手が変わったときには、やはり大変ですよ。そんなところで一つ、慎重に進めていただきたいということと、大正堀川の河川敷というのは竜ヶ崎一高の下の道路から上へ上がっていく、あれを横断して道路沿いにあるんじゃないかと入ってあるんですよ。だから、道路と河川敷の間にはまた別の土地があって、どこが出入口になる予定なんですか。

後藤（敦）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

リカステと大正堀川の間、約十何メートル間がありますので、そちらのほうを出入口とさせていただきます。よろしくお願ひします。

以上です。

後藤（敦）委員長

ほかにありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦）委員長

別にないようですので、採決をいたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤（敦）委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

議案第8号、本案は原案のとおり了承することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤（敦）委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、議案第9号 令和元年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、執行部から説明を願ひます。

足立福祉部長。

足立福祉部長

同じく、別冊の21ページをお願いいたします。

議案第9号 令和元年度龍ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ124万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ48億8,824万2,000円としようとするものです。

それでは、まず歳入です。

24ページ、25ページをお願いいたします。

一番上です。

介護保険料の現年度賦課分です。これは、第1号介護保険料65歳以上の方の保険料の減額です。先ほど一般会計の中で申し上げました軽減措置に伴い、その減額分を計上しております。特別徴収分と普通徴収分です。

次に、介護保険制度改正支援事業費です。介護保険制度改正に伴いますシステム改修で国庫補助金ですが、今般、介護保険システムの中で2つの改修を行うことになりました。1つは、特定個人情報データ標準レイアウト改版対応で、経費43万2,000円に対しその3分の2の28万8,000円です。もう一つは、先ほど来申し上げております保険料軽減対応で、経費81万円に対しまして10分の10の補助金となります。

次に、一般会計からの繰入金です。

低所得者保険料軽減負担繰入金は、先ほど申し上げました第1号保険料の軽減措置に伴う増額分です。賦課減額分と同額を計上しております。

その下のその他一般会計繰入金は、特定個人情報データ標準レイアウト改版の対応です。3分の2は補助ですが、残る3分の1は市単独費となりますことから計上しております。

次、歳出です。

介護保険事務費の中でこれらも先ほど申し上げました介護保険システム改修に関する経費を委託料として計上しております。

説明は以上でございます。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦）委員長

別がないようですので、採決いたします。

議案第9号、本案は原案のとおり了承することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり了承することに決しました。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第8号）の所管事項）について、執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

別冊31ページをお開きください。

第2表、繰越明許費補正でございます。

一番上の表になりまして、その下段になります。総合運動公園等管理運営費です。これは、たつこのアリーナ屋内LEDデジタル時計の購入でしたが、当初、年度内の納期を予定していましたが、製作に日数を要したために年度内の納品が困難となりました。この納品ですが、本年4月24日に完了しております。

松尾教育部長

その下です。繰越明許費の変更になります。教育費の小学校費、小学校施設整備事業であります。補正前は1億4,400万円ほどありました。これにつきましては、昨年度、国の補正予算を受けまして小学校の特別教室などへのエアコン設置に伴う実施設計、それから工事予算であります。今回新たに川原代小学校の受変電設備改修工事に946万9,000円を追加しまして、補正後で1億5,363万7,000円にしようとするものでございます。この川原代小学校受変電設備の工期が延長される理由でありますけれども、全国的に小・中学校へのエアコンの設置工事に伴います受注量が製作会社側に増えているというようなことで不測の日数を要するためということでございます。

続きまして、32ページをお開きください。

32ページ、地方債補正の変更であります。下から3つ目です。教育センター施設整備事業。限度額3,370万円から900万円を減額しまして、補正後で2,470万円にしようとするものです。改修工事の完了に伴う精算です。

その下、中学校施設整備事業。限度額1億7,310万円から1,290万円を減額して、補正後で1億6,020万円にしようとするものです。こちらにも改修工事の完了に伴う精算でございます。

松田健康づくり推進部長

一番下の体育施設整備事業です。これは、高砂体育館照明LED化工事の事業確定による減額です。

34ページ、35ページをお開きください。

こちらから歳入になります。

上から2つ目の表の国庫支出金、国庫負担金、国民健康保険基盤安定等です。これは、低所得者対策のための保険税の軽減措置に対し国が2分の1を負担するもので、負担金の交付決定に伴い増額補正したものです。

足立福祉部長

その下、子どものための教育・保育給付費です。これは、保育士の経験年数等による給与加算、また、就業改善率の上昇により市内の保育施設に支払う給付費が増えました。それらのことから増額の2分の1の国の負担金を増額したものです。

松田健康づくり推進部長

1つ表を飛びまして、県支出金、県負担金、国民健康保険基盤安定等です。これは、県からの保険者支援として国が2分の1に対して県が4分の1、そして保険税軽減分として県が4分の3を負担するものの合計額です。負担金の交付決定に伴い増額補正したものです。

足立福祉部長

先ほどご説明いたしました保育士の給与加算分、県の負担分である4分の1の負担金を増額いたしました。

松尾教育部長

一番下の枠になります。

ここから市債です。市債の明細の下から3つ目です。

教育センター施設整備事業債900万円の減額です。その下、中学校施設整備事業債1,290万円の減額です。いずれも改修工事の完了に伴う精算となっております。

松田健康づくり推進部長

一番下の体育施設整備事業債です。これは、先ほど地方債で説明いたしました高砂体育館照明LED化工事の事業費確定による減額でございます。

36、37ページをお願いいたします。

こちらから歳出になります。

中ほどになります民生費、社会福祉費の国民健康保険事業特別会計繰出金です。詳しくはこの後の特別会計でご説明いたしますが、これは、国民健康保険基盤安定等負担金の歳入増に伴うルール分としての繰り出し及び国民健康保険特別会計における歳出増に伴う赤字繰り入れのため、増額したものです。

足立福祉部長

その下の子どものための教育・保育給付費です。負担金の増額ですが、先ほどの理由によりまして、市内の保育施設等に支払う給付費が増えたことによりまして不足が生じたため、専決処分を行ったものであります。保育所等の公定価格は基本額プラス各種加算額で

支払うこととなります。また、その加算の種類は29種類に及び、3月時点ではそれぞれの施設において加算の該当の有無が確定しませんでしたことから加算額の該当見込みにより専決処分を行ったものであります。

40ページ、41ページをお願いいたします。

松尾教育部長

ここからは教育費になります。

教育費の教育総務費、一番上であります。教育センター管理費です。いずれも工事請負費です。精算によって1,256万3,000円を減額しております。昨年行いました外壁塗装、屋根防水改修工事、それからトイレ改修工事、いずれも精算でございます。

その下の枠です。

中学校費、中学校施設整備事業です。合計で854万2,000円の減額となっております。委託料では30万7,000円、工事請負費では823万5,000円の減額であります。こちらについても、ほぼ改修工事の完了に伴う精算となっておりますが、委託料の一番下、城ノ内中学校駐輪場増設工事実施設計25万4,000円、それから工事請負費の一番下、城西中学校プール循環配管改修工事につきましては、予算上は新規計上となっております。既存の予算の執行残で対応させていただいたところでございます。

以上でございます。

松田健康づくり推進部長

一番下の表で、総合運動公園等管理運営費です。これは、たつこのアリーナ屋上防水改修工事実施設計、テニスコート照明設備工事実施設計ともに事業費確定による減額でございます。

説明は以上です。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、ご質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦）委員長

別にないようですので、採決いたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤（敦）委員長

ご異議がありますので、挙手採決といたします。

報告第3号、本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤（敦）委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））について、執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

別冊45ページをお開きください。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度龍ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号））でございます。

これは、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出127万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億9,419万5,000円とするものです。なお、この予算については特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定によりこれを処分したものです。

48、49ページをお開きください。

歳入です。

一番上の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）です。これは、低所得者の軽減分として7割、5割、2割の軽減措置を行っており、軽減分に対して県4分の3、市が4分の1を負担します。県からの決定に基づき交付額が確定したため、増額補正するものです。

その下の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）です。これは、軽減の保険者数に応じ国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1を負担します。国及び県からの決定に基づき交付額が確定したため、増額補正をするものです。

その下のその他一般会計繰入金です。先ほどの保険基盤安定繰入金の増額に伴い、一般会計からの繰入金を減額補正するものでございます。

その下の国民健康保険支払準備基金繰入金です。これは、保険基盤安定繰入金の歳入増額に伴い、国民健康保険支払準備基金からの繰入金、これは取り崩しですが、こちらを減額補正するものでございます。

その下の国民健康保険事業繰越金です。詳しくは歳出でご説明いたしますが、平成29年度国民健康保険特定健康診査保健指導国庫負担金等返済財源として増額補正をしたものです。

歳出になります。

国庫支出金等返還金です。これは、国民健康保険特定健康診査及び保健指導に要した費用に対し国が3分の1、県が3分の1を負担するもので、平成29年度国民健康保険特定健康診査保健指導国庫負担金及び県負担金の交付額が決定し、超過交付分を返還するため増額補正するものです。

説明は以上でございます。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦）委員長

別にないようですので、採決いたします。

報告第4号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号））について、執行部から説明を願います。

松田健康づくり推進部長。

松田健康づくり推進部長

別冊61ページをお開きください。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度龍ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第5号））でございます。

規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ661万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億797万3,000円とするものです。なお、この予算については特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法第179条第1項の規定によりこれを処分したものです。

64ページ、65ページをお願いいたします。

歳入でございます。

一番上の表で後期高齢者医療保険料普通徴収現年度分とその下になりますが、後期高齢者医療保険普通徴収滞納繰越分でございます。これは、後期高齢者医療保険料の現年度分と滞納繰越分について被保険者数の増加に伴い、調定額及び前年度を参考に試算した決算見込み額と予算額との差額をそれぞれ増額補正したものです。

次に、歳出でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金でございます。これは、後期高齢者医療保険料の収納額全てでございますが、こちらを後期高齢者医療広域連合に保険料等納付金として納付するために歳入と同額を増額補正したものでございます。

説明につきましては以上でございます。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【なしの声】

後藤（敦）委員長

別がないようですので、採決いたします。

報告第6号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

続きまして、報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成31年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号））について、執行部から説明を願います。

足立福祉部長。

足立福祉部長

同じく、別冊の67ページをお開きください。

平成31年度龍ヶ崎市一般会計補正予算（第1号）です。

規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,398万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ250億6,398万3,000円としたものです。4月15日にて専決処分をさせていただきました。

それでは、70ページ、71ページをお開きください。

プレミアム付商品券事務費です。まず、4月にこの補正予算案を専決処分させていただきました理由です。6月今議会での補正予算への提案では、この事業に係るシステム構築、申請書等ご案内の発送、商品券の印刷が10月からの利用開始に間に合わなくなるた

め、必要最低限の業務についてのみ専決処分を行い、残りの事務等につきましては今議会の提案でお認めいただこうとしたものです。

歳入では、1,398万3,000円を計上いたしました。補助率10分の10全額が国の補助金です。

次に、歳出です。

役務費は、商品券の申請等ご案内の郵送料です。委託料は、申請書や封筒などの印刷及び封入封緘に係る費用、そしてこの事業に係るシステム構築に要する費用です。

次に、交付金のプレミアム付商品券事業です。この商品券の対象となる方々の決定業務以外の商品券印刷や販売店募集、商品券販売、換金業務をこれまでの商品券販売のノウハウを活用できるように、龍ヶ崎市商工会において実施してもらおうといたしました。そのための交付金でございます。4月の時点では、その中でも偽造防止のためのホログラム付きの商品券の印刷業務のみ計上いたしました。

なお、その他の経費につきましては、議案第8号にて先ほどご審議していただいた分でございます。

以上でございます。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

伊藤委員。

伊藤委員

1点だけですけれども、本会議の質疑でもあったんですけれども、どこがこの商品券を受けるかということについて、やはり日常のものも買えるようにならないと困ると思うんですけれども、その辺の、市として要望か何かを出したのかどうかということと、どの辺まで進んでいるのかだけお聞きします。

後藤（敦）委員長

下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

今回の商品券の使用できる販売店、そちらにつきましては、国のほうでこのようなものには使っては駄目ですと、そういう例示もされておりますが、基本的には販売店の募集に手を挙げていただいたお店等ご利用いただくことは可能です。その販売店の募集につきましては、近日中に龍ヶ崎商工会のほうで実施する予定となっております。それにつきましては、引き続き、市と連携しながら進めていきたいと考えているところです。

以上です。

後藤（敦）委員長

ほかに質疑ありませんか。

山村委員。

山村委員

これまでちょっといろいろ見ていて、システム構築というところで結構な金額がかかっているんですけれども、このプレミアム付商品券のシステム構築というところで、これは恐らく過去にもやられているので多分その改修という位置付けで歳出の予算が計上されていると思うんですけれども、これは最初のプレミアム付商品券のときにどのくらいかかったかというのをちょっと教えてください。

後藤（敦）委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

最初のプレミアム付商品券ということでございますけれども、これまでプレミアム付商品券自体につきましては商工観光課が窓口となりまして5回ほど実施しております。そちらにつきましてはシステム関連費用につきましてはちょっと大変申しわけございませんけれども、現在把握はしておりません。

ただ、今回予算で専決処分させていただきましたシステム構築費用588万円、こちらにつきましては、現在、基幹系システムということで市に入っています両毛システムズ東京営業所、そちらのほうで契約を行い、構築をしております。市の同じようなシステムの考え方として、平成29年度、臨時福祉給付金という1人当たり1万5,000円の給付金をお支払いするという事業がございました。そちらにつきましては、当時NECにシステム構築をしておりますけれども、今回新たに初めて両毛システムズに行っていくことになっていきますので、前回といいますか、全く違うシステムを新たに構築していただいていると、そのような認識でおります。

以上です。

後藤（敦）委員長
山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

新たなシステム、これは多分新しくシステムをつくるとなると相当なお金がかかるはずなんですけれども、これまでのシステムを利用しなかった理由というのは何かあるのでしょうか。

後藤（敦）委員長
下沼社会福祉課長。

下沼社会福祉課長

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、前回はNECのシステムを使っておりますので、そのシステムを現在の両毛システムズが使うことができないと、そのような理由となっております。

以上です。

後藤（敦）委員長
山村委員。

山村委員

ありがとうございます。

これからシステム開発というのは結構なお金がかかるはずなので、皆さん余りよくわからずにぼんぼんお金を出してしまうというような傾向があるので、これからのシステムに係るお金とかというのは、またいろいろ突っ込みを入れていきますので、ありがとうございました。

後藤（敦）委員長
ほかにありませんか。

別にないようですので、採決いたします。
報告第7号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議ありの声】

後藤（敦）委員長

ご異議がありますので、挙手採決いたします。
報告第7号、本案は原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【委員挙手】

後藤（敦）委員長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明を願います。
松尾教育部長。

松尾教育部長

お手元の49ページをお開きいただきたいと思います。49ページです。
報告第8号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法179条1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。
具体的には50ページをお開きください。
本年2月19日、午前11時40分頃、龍ヶ崎市学校給食センター第1調理場におきまして、センター職員が搬入口、これはいわゆるプラットホームです、プラットホームから荷物を運搬するための台車を落下させました。その際、敷地内で給食食材の搬入作業をしておりました稲敷市在住の方が所有する軽貨物車のドアミラーに落下した台車が当たりまして、破損をさせた事故でございます。
損害賠償額の決定及び和解について緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことから、自治法の179条1項の規定によって処分をさせていただいたものでございます。損害賠償額として1万103円でございます。
以上です。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

【発言する者なし】

後藤（敦）委員長

別にないようですので、採決いたします。
報告第8号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明を願います。

松尾教育部長。

松尾教育部長

お手元の議案書51ページです。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについて、地方自治法179条1項の規定により別紙のとおり専決処分をしましたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

52ページをごらんください。

こちらにつきましては本年4月4日、午後1時20分頃であります。市内、馴馬町にありますガソリンスタンドです、荒井源太郎商店ニュー龍ヶ崎サービスステーション敷地内におきまして、市の公用車、給食センターで運転をしておりました軽トラックであります、軽トラックが構内でバックをしたところ、不注意から看板用の鉄柱に車両を衝突させて塗装の一部を破損させたという事故でございます。

損害賠償額の決定及び和解について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法179条第1項の規定により、これを処分するものでございます。損害賠償額といたしまして8,640円となっております。

以上でございます。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。

山宮委員。

山宮委員

先ほどの専決処分と、この専決処分は両方とも給食センター関係の事故ですよ。金額は少ないというのは理由にはならないと思うんですけども、ちょっとこういうことが続くということが気になったものですから、その辺の注意喚起はどのようにされたんでしょうか。

後藤（敦）委員長

神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長

まず、第1件目の給食センター内の搬入口での台車の落下、今のガソリンスタンドでの事故の2件につきましては、職員の不注意ということで大変申しわけございません。

改善点につきましては、搬入口に台車が落下してしまった件につきましては、そこに台車をとめるようにものを置きまして、常に前に落ちないような形で工夫しております。

また、2つ目の車両についてのスタンドでの電柱事故につきましては、不注意からの事故ですので、全職員に対して、自家用車、公用車についても同じように注意して乗るように再度注意した次第でございます。

以上でございます。

後藤（敦）委員長

山宮委員。

山宮委員

ありがとうございます。

ちなみに、給食センターの車にはドライブレコーダーはついてますか。

後藤（敦）委員長
神永学校給食センター所長。

神永学校給食センター所長
ついておりません。

後藤（敦）委員長
山宮委員。

山宮委員
市の公用車に順次、ドライブレコーダーを今設置している働きが出ているんですけども、やはり給食センターの車であると、小・中学校の一番気をつけなければいけない、どこでも気をつけなきゃいけないんですけども、そういう部分で今後事故があっては困りますので、その辺も含めて、今後、ぜひ検討していただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

後藤（敦）委員長
ほかに質疑ありますか。

【発言する者なし】

後藤（敦）委員長
別にないようですので、採決いたします。
報告第9号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦）委員長
ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。
続きまして、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（和解に関することについて）、執行部から説明願います。
松尾教育部長。

松尾教育部長
3件連続で非常に恐縮でございます。申しわけございません。
報告第10号です。地方自治法179条1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるとでございます。
54ページをお開きください。
本年4月5日、午前11時30分頃であります。長山中学校の裏門付近におきまして、職員が除草作業のため、刈り払い機による作業をしておりました。その際、小石が飛散し、付近の歯科医院の駐車場に駐車中の小型乗用車を破損させたというものでございます。
具体的には、後部ガラスが割れてしまいました。そしてガラスの交換、車内の清掃、それから代車に要した費用となります。
損害賠償額の決定及び和解について、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることから、地方自治法179条第1項の規定により、これを処分するものであります。損害賠償金としまして12万2,310円でございます。
以上でございます。

後藤（敦）委員長

執行部からの説明は終わりましたが、質疑等はありませんか。
伊藤委員。

伊藤委員

すごく気になったんですけれども、中学校の裏って住宅ですよ。歯科医院もあるんですけれども、あそこの裏口って結構人が通るんですけれども、刈り払いのこういう事故って結構小石が飛散して、ほかのところでも多いんですよ。だから、本当に住宅街の中なので気をつけてほしいということをお願いしたいと強く思いますので、よろしくお願ひします。

後藤（敦）委員長

ほかに。
後藤委員。

後藤（光）委員

伊藤委員と同じようなことなんですけれども、僕もちょっとこの近所をよく知っているのですね。この車の後部ガラスが割れたということは相当勢いがよかったと思うんですけれども、この長山中学校の裏門付近で刈り払い機で草刈りをやっていたということだと思っただけなんですけれども、この4月5日午前11時半頃というのは、いつもこういった除草作業というのは平日学校が、何を言いたいかというと、例えば近くにそれぐらい勢いのある小石が中学校の教室とかそっちの方面に飛んだ場合というところで、やっぱり危険だと思うんですけれども、刈り払い機を小学校、中学校とかで付近で除草作業をするという時間帯とか何か気をつけていたりとかそういうことってあるんでしょうか。

後藤（敦）委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

刈り払い機を使用して除草する際は、児童・生徒が下校した後が基本ということで除草作業を行っております。
以上です。

後藤（敦）委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

4月5日って何曜日なんですか。

後藤（敦）委員長

中村教育総務課長。

中村教育総務課長

曜日についてはちょっと今すぐにはお答えできないんですけれども、これは4月5日ですので、始業前です。春休みです、これは。ただ、基本的に除草する際は、児童・生徒が帰ってからというのが基本になっています。

後藤（敦）委員長

後藤委員。

後藤（光）委員

では、その点はもう気をつけているということで。すみません。

後藤（敦）委員長

ほかに。

平塚教育長。

平塚教育長

用務手が作業をやったのこの事故ですが、私も学校で草刈りをやったけがをしたこともございますが、子どもたちに危害を与えては絶対にいけない、それから保護者が学校にお迎えに来たり、用務手は給食の準備もあるということで、非常に限られている時間にやっております。あとは業間休み、昼休み、その間には作業はほとんどやらない状況です。学校は大変地域の方に大事にされていますので、景観もよく、それから不法投棄など、そういうものもないようにということで配慮はしているところです。

何よりも職員の数も大分少なくなってきていますが、ただ、作業中にけがをさせてしまったりとか、必ずどこで作業をしているか、知らないところで落ちてけがをしていたなんてことも過去にはないわけじゃございませんので、こういった部分につきましては、再度、これからの除草作業が非常に多くなる時期でございますので、私のほうで注意喚起のほうは改めてさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

後藤（敦）委員長

ほかに質疑ありますか。

【発言する者なし】

後藤（敦）委員長

別にないようですので、採決いたします。

報告第10号、本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なしの声】

後藤（敦）委員長

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査は終わりました。

これをもちまして文教福祉委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。